



# 各種予防接種のご案内

## 水痘ワクチン予防接種

10月1日から水痘ワクチンが定期予防接種になります。

### ◆対象者

1～2歳の方＝2回接種

### ◆経過措置対象者

3～4歳の方＝1回接種  
(平成26年10月1日～平成27年3月31日までの特例)

※既に水痘にかかった方は、対象外です。

※任意接種として既に水痘ワクチンを受けたことがある方は、接種した回数分を受けたものとみなします(経過措置対象者も含む)。

### ◆接種費用

無料

※接種を希望される方は、母子健康手帳を持って健康管理課へお越しください。平成25年10月2日生まれ以降の方は、予診票を送付します。

## インフルエンザ予防接種

冬はインフルエンザが流行する時期です。予防方法の一つに予防接種があります。抵

抗力がつくまでに2週間ほどかかるため、流行前の12月中旬までに接種することが望ましいとされています。

市では、高齢者を対象にインフルエンザ予防接種を行います。

### ◆対象者

予防接種当日に満65歳以上の方(9月末に予診票を送付しています)

※60歳以上65歳未満の方で心臓、じん臓、または呼吸器の機能およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害を有する方も対象になりますので、接種前にお問い合わせください。

◆助成金額  
2500円(助成額を超えた額は自己負担)

### ◆実施期間

平成26年10月～12月

◆高齢者肺炎球菌予防接種  
近年、肺炎による死亡率が増加しています。予防接種を受けることで、肺炎の発症リスクを軽減できます。

10月1日から高齢者肺炎球菌ワクチンが定期予防接種になり、本年度の接種対象者は、平成26年度末に65・70・75・80・85・90・95歳になる方および100歳以上の方です。また、定期予防接種の対象年齢に該当しない65歳以上の方に対しては、市独自に任意予防接種として費用の助成を行います(定期予防接種の方および76歳未満の方に対しては、9月末に予診票を送付しています)。

昨年送付した予診票(白色)は、様式変更のため使用できません。接種を希望する場合は予診票を送付しますのでご連絡ください。

◆対象者  
平成26年度に65歳以上になり、定期予防接種は左記①、任意予防接種は左記①②に該当する方

①今まで接種を受けたことが無い方

②前回の接種から5年以上経過している方

※60歳以上65歳未満の方で心臓、じん臓、または呼吸器の機能およびヒト免疫不全

ウイルスにより免疫の機能に障害を有する方は定期予防接種の対象になりますので、接種前にお問い合わせください。

◆助成額  
3000円(助成額を超えた額は自己負担)

お問い合わせは、健康管理課(2階)

☎(20)1574、FAX(20)1600へ。

事業者の皆さまへ  
平成28年度から  
個人住民税の特別徴収を徹底します

所得税の源泉徴収義務がある事業者(給与等の支払者)は、個人住民税を給与から天引きし、市町村に納入する特別徴収によることとさせていただきます。

ウイルスにより免疫の機能に障害を有する方は定期予防接種の対象になりますので、接種前にお問い合わせください。

◆助成額  
3000円(助成額を超えた額は自己負担)

お問い合わせは、健康管理課(2階)  
☎(20)1574、FAX(20)1600へ。

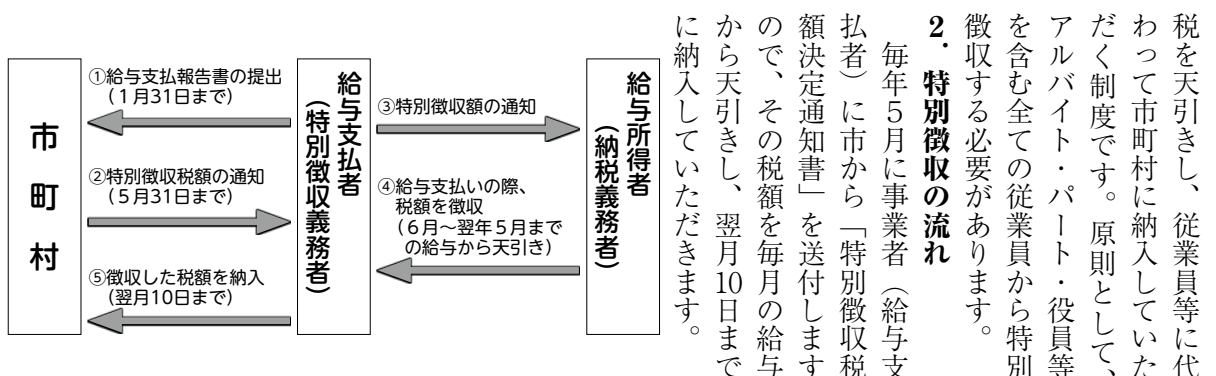
所得税の源泉徴収義務がある事業者(給与等の支払者)は、個人住民税を給与から天引きし、市町村に納入する特別徴収によることとさせていただきます。

千葉県内の全ての市町村が一斉に行うため、特別徴収していない事業者は平成28年度までに準備をお願いします。

1. 特別徴収とは  
所得税の源泉徴収と同じように、事業者(給与支払者)が従業員等(納税義務者)に毎月支払う給与から個人住民

税を天引きし、従業員等に代わって市町村に納入していただく制度です。原則として、アルバイト・パート・役員等を含む全ての従業員から特別徴収する必要があります。

2. 特別徴収の流れ  
毎年5月に事業者(給与支払者)に市から「特別徴収税額決定通知書」を送付します。その税額を毎月の給与から天引きし、翌月10日までに納入していただきます。



お問い合わせは、市民税課(2階)  
☎(20)1577、FAX(20)1609へ。